



富 7 税務発第 249 号

令和 7 年 10 月 1 日

富士吉田市宿泊税導入検討審議会

会 長 菅野 正洋 様

富士吉田市長 堀 内 茂



宿泊税の導入について（諮問）

このことについて、富士吉田市主要施策審議会条例に基づき
設置する富士吉田市宿泊税導入検討審議会運営要綱第 3 条の
規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 5 条第 7 項の規定に
基づく宿泊税の導入について